

SAKAIDE Agri Topic

農業委員会だより



メインピックス

- ・会長挨拶
- ・農地中間管理機構
- ・相続登記
- ・農地法許可申請
- ・遊休農地調査
- ・賃借料情報
- ・農業者年金
- ・農業委員会日程

No.38
2024.12.1

ごあいさつ

坂出市農業委員会

会長 大原眞路



日ごとに寒さ厳しくなりつつある折、農家の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より農業委員会活動へのご理解・ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

農家の皆様を中心とした農業全体を取り巻く状況は、他の国内産業同様に国外の影響も受け厳しい状況にあります。そのなかでも「改正食料・農業・農村基本法」が令和6年5月29日に成立し、農政の変革も予想されております。さらに「地域計画」策定の中で、令和7年度以降の農地貸借が農地バンクに1本化されることにより、農業の現場では貸借の手続きにおいて様々な問題がでる可能性も考えられます。

これらの法改正などにより、農業委員会の役割も一層重要性を増し、これまで以上に業務・事務量が複雑化することとなりました。

こうした状況を踏まえ厳しい環境ではありますが本市農業委員会の「農業委員」とともに「農地利用最適化推進委員」を委嘱して、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、農地利用の最適化の推進に向けての取り組みを強化して参ります。

そのためには地域の農家の皆様と農業委員・推進委員が協力し、一体となってこれまで以上にきめ細かく活動を進める必要がございます。

関係者の皆様方のご理解とご協力をいただきながら農地利用の最適化推進に向け、今後とも一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様におかれましては健康にご留意いただき新年が良い年となりますよう心よりお祈り申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

農業委員

(会長職務代理) (会長)	猪熊 幸雄	林田	47-0668
	梶野 和幸	林田	47-1594
	大原 眞路	加茂	48-1299
	高市 佳和	加茂	48-1698
	吉田 宏明	府中	48-1298
	原 武信	府中	48-1322
	三木 洋一	府中	48-3173
	山下 祝	川津	45-8194
	土井 正幸	川津	46-8154
	木下 得代	大屋富	47-0627
	富木田好正	青海	47-0631
	松浦 雄一	高屋	47-2963
	藤川 一雄	高屋	47-2210
	宮本 賢一	王越	42-0765
	本条 仁史	西庄	46-6749
	石井 淑雄	江尻	45-0141
	山下 恵	江尻	46-2707
山本 茂	福江	45-7567	

推進委員

中條 健朗	林田	47-4438
福家 朗夫	林田	47-3274
竹内 博文	加茂	48-1930
西久保 晋	加茂	48-1864
細谷 秀樹	府中	48-0783
谷口 正行	府中	48-0696
小早川 知	府中	48-1680
牛谷 春樹	府中	48-0685
四角 秀信	川津	45-4069
泉 善弘	川津	46-6430
木下眞智子	大屋富	47-0039
中江 輝男	青海	47-2528
宮川 重信	高屋	47-2530
中村 一信	神谷	47-0246
濱崎 郷廣	王越	42-0568
神内 博美	王越	42-0828
西田 吉徳	西庄	45-4277
山下 恭生	江尻	45-2752
渡邊 明彦	谷	45-9703

農地パトロール(利用状況調査)を実施



農業委員会では、毎年農地パトロール(利用状況調査)を実施して、市内の遊休農地の実態把握を行っています。

遊休農地は病害虫の発生をまねき、それらが近隣の民家に侵入するなどの被害が発生するほか、農道や水路の機能低下の原因となり周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れがあります。

周辺住民の方々や近隣の農地で耕作されている方々に迷惑をかけないためにも食糧生産の基盤である農地に復元できるよう、遊休農地の解消に向けご協力をよろしくお願いします。

※なお、調査により発見した遊休農地につきましては、農地の所有者に対する利用意向調査を実施し、その回答によって農地中間管理機構等との協議等を行うなど遊休農地の解消に向け取り組んでまいります。
また、調査の際に機構等への貸付けの意思を表明しない、または、自ら耕作の再開を行わないなど、遊休農地を放置している場合には課税強化が行われる可能性があります。

農家相談

毎月7日が農家相談日です

(ただし、7日が土日祝の場合はその翌開庁日)

時間 9:00~11:00

場所 農業委員会事務局(合同庁舎3階)
TEL 0877-44-5013

相談日の9~11時の間につきましては、「農家の代表」である農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんをご相談をお聞きします。農地の贈与や売買、貸借の手続き、農業者年金、その他農地のどんな小さな悩みでもご相談ください。

全国農業新聞

月4回金曜日発行

購読料：月700円[送料、税込み]

全国農業新聞とは

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読するには

「全国農業新聞」は、市役所農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。

農地の貸借に関する手続きが変わります

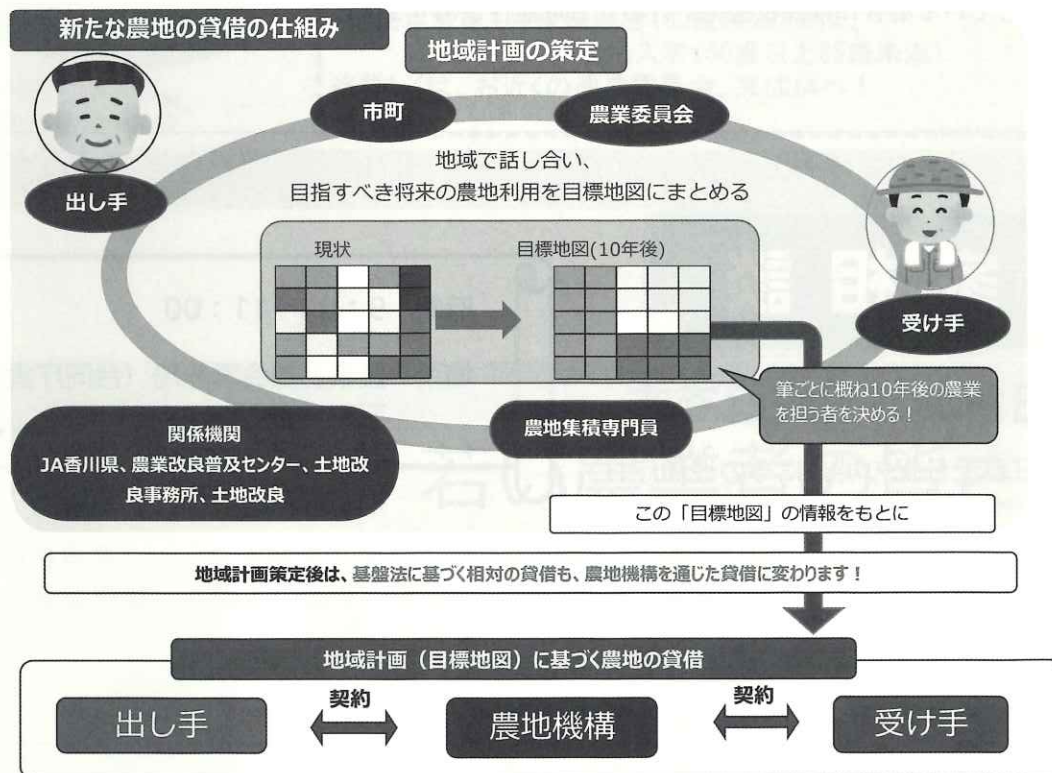
農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正より「利用権設定（相対での農地貸借）」が廃止され、「農地中間管理機構」が農地の出し手と受け手の間に入り、農地の貸し借りをする方法に一本化されます。農地中間管理機構を通じた農地の集積は、地域の話し合いにより作成される「地域計画」に基づいて行われることとなります。

●農地中間管理機構とは

農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となり、農業の担い手への農地の集積・集約化を進める組織です。香川県では、公益財団法人 香川県農地機構が香川県知事からの指定を受けています。

●地域計画とは

地域農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用の目標等を定めた計画です。耕作者・地権者のほか、関係機関（市町、農業委員会、JA、土地改良区、県、農地機構等）が参加し、将来の農業や農地利用の姿について検討します。現況地図を見ながら話し合いを進め、担い手や10年後にめざすべき農地利用の方針を反映した「目標地図」を作成します。



公益財団法人香川県農地機構

〒761-8078 高松市仏生山町甲263番地1 TEL (087) 816-3955

今後のお手続き

令和7年4月1日以降に始期を設定する貸借が対象となります。すでに設定されている利用権に関しては、契約満了日まで有効です。契約満了日が近づく方には、市農業委員会または香川県農地機構より、個別に手続きの案内をお送りしますので、案内が届きましたらお手続きをお願いいたします。

更新・新規を問わず、従来の申請よりも手続きに時間がかかるため、早めにご相談ください。

賃借料情報

令和5年1月～令和5年12月までに公告（締結）された利用権設定は275件で、その内賃貸借権（有償）によるものが142件（約52%）、使用貸借権（無償）によるものが133件（約48%）でした。以下に示す賃借料水準は、令和5年に公告（締結）された利用権設定の内、賃貸借権による契約のデータをもとに10aあたりの賃料を集計したものです。こちらはあくまでも目安としての情報提供ですので、状況に応じて貸し手・借り手双方で協議のうえ、決定してください。

1. 田（水稻の部）

地区名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	筆数	備考
加茂地区	12,800	15,000	9,400	41	
江尻地区	8,300	15,000	5,000	18	
松山地区	17,400	50,400	5,000	61	
西庄地区	10,700	12,500	8,000	19	
川津地区	9,500	10,000	7,000	24	
府中地区	12,000	15,000	10,000	5	
林田地区	12,000	15,000	1,000	44	
(参考) 坂出市平均	13,000				

※1. 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※2. 田、畑については耕作状況により分類していません。

※3. 賃借料の支払い方法について、物納および賃借料水準（10a当たり）での締結でないものは含んでいません。

2. 畑（普通畑の部）

地区名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	筆数	備考
加茂地区	18,300	30,000	10,000	8	
江尻地区	16,200	20,000	10,000	6	
松山地区	28,800	35,000	10,000	47	
府中地区	14,200	30,000	5,000	14	
林田地区	9,800	15,000	7,000	5	
(参考) 坂出市平均	23,100				

相続登記が義務化されます!



相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されています。相続により所有権を取得した場合、**取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

また、遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立してから3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日となっておりますが、**それ以前の相続**でも、不動産の相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。

詳細は、全国の法務局、あるいは専門家（司法書士、弁護士）にご相談ください。

知って得する！ 農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金
「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！



終身年金で
安心！

詳しくは… 農業者年金基金 検索
<https://www.nounen.go.jp>

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

一定の要件を満たす方には、
月額最大1万円の保険料補助

保険料は全額社会保険料控除の対象
など、生涯を通じて大きな節税効果！

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、
 - ・国民年金第1号被保険者(60歳未満)又は、
国民年金の任意加入者(60歳以上65歳未満)
- ※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



NOU
NEN

NOU
NEN

若い農業者の皆さん！

自分の老後自分で守れますか？

農業者年金なら・・・

保険料は自由に選べる！（2万円～6万7千円、千円単位）

さらに、35歳未満であれば、1万円からでも加入可能！

認定農業者で青色申告者等には、

国庫補助で手厚い支援！

1万円の自己負担で2万円の積み立てが実現！

自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象！

その他にも、税制面で優遇措置がある！

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、
 - ・国民年金第1号被保険者(60歳未満)又は、
国民年金の任意加入者(60歳以上65歳未満)
- ※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



若い
今こそ年金
アクション！

詳しくは… 農業者年金基金 検索
<https://www.nounen.go.jp>



老後生活への備えは十分ですか？

詳しくは…
<https://www.nounen.go.jp>

女性農業者の皆さんへ 農業者年金ご存知ですか？

■ 農業者年金は「終身年金」ですので、
 女性の長い老後をしっかりとサポートします。

■ 家族経営協定を結べば
 保険料の国庫補助も受けられます。
 女性の農業経営への参画をしっかりと応援します！

■ 保険料が全額社会保険料控除の対象で、
高い節税効果！

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。
 ・年間60日以上農業に従事している方で、
 ・国民年金第1号被保険者(60歳未満)又は、
 国民年金の任意加入者(60歳以上65歳未満)
 ※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



**NOU
 NEN**



老後生活への備えは十分ですか？

詳しくは…
<https://www.nounen.go.jp>

老後の備えは 国民年金＋農業者年金！

■ 支払った保険料は
全額社会保険料控除の対象！

■ **運用益は非課税！**
 そのほか生涯を通じて様々な税制面での優遇措置がある！

■ 農業経営の状況に応じて
保険料を増額し、節税額をアップ！

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。
 ・年間60日以上農業に従事している方で、
 ・国民年金第1号被保険者(60歳未満)又は、
 国民年金の任意加入者(60歳以上65歳未満)
 ※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



**NOU
 NEN**

農地の売買・転用には 農地法の許可が必要です

農地の売買や貸借、また転用する場合は、農地法第3条、第4条、第5条により、それぞれ市の農業委員会もしくは県知事の許可が必要になります。

また、農地の権利を相続等で取得したときは、農地法第3条の3第1項により、農業委員会に届け出が必要です

農地法第3条

- ・農地を農地のままで売買や貸借をする場合に必要です。
- ・相続で農地を取得した場合にも届出が必要となります。

農地法第4条

- ・農地の所有者自らが、農地の転用を行う場合に行うもので、香川県知事の許可が必要です。

農地法第5条

- ・農地の転用を目的として、所有権や賃貸借権などの権利を移転もしくは設定する場合に行うもので、香川県知事の許可が必要です。

※この他に、自己の農地の保全または利用上必要な耕作の道路、用排水路の施設や、農業経営上必要な納屋、畜舎等の施設（転用面積200㎡未満に限る）に転用する場合は、転用許可ではなく非農地の証明が必要となります。

詳しくは農業委員会までご相談ください。

令和7年の農家相談日程は以下のとおりです。

令和7年農業委員会の主な日程

申請締め切り日	定例会開催日	定例農家相談
1月6日(月)	1月20日(月)	1月7日(火)
2月5日(水)	2月20日(木)	2月7日(金)
3月5日(水)	3月19日(水)	3月7日(金)
4月4日(金)	4月18日(金)	4月7日(月)
5月2日(金)	5月20日(火)	5月7日(水)
6月5日(木)	6月20日(金)	6月9日(月)
7月4日(金)	7月18日(金)	7月7日(月)
8月5日(火)	8月20日(水)	8月7日(木)
9月5日(金)	9月19日(金)	9月8日(月)
10月3日(金)	10月20日(月)	10月7日(火)
11月5日(水)	11月20日(木)	11月7日(金)
12月5日(金)	12月19日(金)	12月8日(月)



※左記の日程については、諸事情などにより一部変更となる場合もあります。